

新学習指導要領の実施に向けて

学校教育法施行規則に基づいて、文部科学大臣は学習指導要領を告示という形式で定めている。このように学習指導要領は、教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であるので、各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならない。

教育活動を進めるに当たって、各教職員が学習指導要領及び学習指導要領解説を熟読し、各教科等の目標や内容等をしっかり把握することが必要である。

1 学習指導要領等に基づいた教育課程の編成

我が国の学校教育については、日本国憲法の本質に則り、その目的や目標及び教育課程について、法令で種々の定めがなされている。

学校教育は、これらの法令に則って適正に行われるべきものであり、教育活動が組織的・継続的に実施されるためには、各学校が教育目標を設定し、その達成を図るための教育課程が編成されなければならない。

教育課程の編成及び実施に当たっては、各学校において、その根拠となる学習指導要領等に則り、地域や学校の実態及び幼児児童生徒の心身の発達段階や特性等を考慮して、創意工夫し、効果的に教育活動を展開することが必要である。

そのためには、各学校において、全ての教職員が、教育課程に関する法令の法体系全体を十分理解するとともに、学習指導要領及び学習指導要領解説を熟読し、各教科、特別の教科道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動について、それらの目標や内容をしっかり把握することが極めて大切である。

2 学習指導要領等の改訂について

平成 26 年 11 月に、文部科学大臣から中央教育審議会に対し「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問が行われた。その後、様々な検討を経て、平成 28 年 12 月に、中央教育審議会から、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」が公表され、平成 29 年 3 月に幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領が告示され、同年 4 月に特別支援学校学習指導要領が告示された。また、平成 30 年 3 月には、高等学校学習指導要領指導要領が告示された。

（1）幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

ア 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成する。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視する。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成する。

- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視，体育・健康に関する指導の充実により，豊かな心や健やかな体を育成する。

イ 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

- 「何ができるようになるか」を明確化
知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら，授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう，全ての教科等を，①知識及び技能，②思考力，判断力，表現力等，③学びに向かう力，人間性等の三つの柱で再整理した。

- 我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善
我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により，子供たちの知識の理解の質の向上を図り，これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことを重視する。

小・中学校においては，これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく，これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ，授業を工夫・改善する必要がある。

ウ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し，特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力，情報活用能力，問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには，教科等横断的な学習を充実する必要がある。また，「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で，習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要である。
- そのため，学校全体として，教育内容や時間の適切な配分，必要な人的・物的体制の確保，実施状況に基づく改善などを通して，教育課程に基づく教育活動の質を向上させ，学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立する。

<カリキュラム・マネジメントの三つの側面>

- ・ 児童（生徒）や学校，地域の実態を適切に把握し，教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- ・ 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

【小（中）学校学習指導要領解説 総則編（平成 29 年）】

参考：本誌 第1章 『主体的な学び』の創造 P61

エ 教育内容の主な改善事項

- 言語能力の確実な育成
 - ・ 発達の段階に応じた，語彙の確実な習得，意見と根拠，具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（小中：国語）
 - ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成，立場や根拠を明確にして議論することなど）の充実（小中：総則，各教科等）

- 理数教育の充実
 - ・ 前回の改訂において2・3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動（小：算数，中：数学）や見通しをもった観察・実験（小中：理科）などの充実により更に学習の質を向上
 - ・ 必要なデータを収集・分析し，その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実（小：算数，中：数学），自然災害に関する内容の充実（小中：理科）
- 伝統や文化に関する教育の充実
 - ・ 正月，わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと（幼稚園）
 - ・ 古典など我が国の言語文化（小中：国語），県内の主な文化財や年中行事の理解（小：社会），我が国や郷土の音楽，和楽器（小中：音楽），武道（中：保健体育），和食や和服（小：家庭，中：技術・家庭）などの指導の充実
- 道徳教育の充実
 - ・ 先行する道徳の特別教科化（小：平成30年4月，中：平成31年4月）による，道徳的価値を自分事として理解し，多面的・多角的に深く考えたり，議論したりする道徳教育の充実
- 体験活動の充実
 - ・ 生命の有限性や自然の大切さ，挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実（小中：総則），自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視（小中：特別活動等）
- 外国語教育の充実
 - ・ 小学校において，中学年で「外国語活動」を，高学年で「外国語科」を導入
 - ※ 小学校の外国語教育の充実に当たっては，新教材の整備，養成・採用・研修の一体的な改善，専科指導の充実，外部人材の活用などの条件整備を行い支援
 - ・ 小・中・高等学校一貫した学びを重視し，外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに，国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

オ その他の重要事項

- 幼稚園教育要領
 - ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
 - 「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形，標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」
- 初等中等教育の一貫した学びの充実
 - ・ 小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実（小：総則，各教科等）
 - ・ 幼小，小中，中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視（小中：総則，各教科等）

- 主権者教育，消費者教育，防災・安全教育などの充実
 - ・ 市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解（小：社会），国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる（小：社会），民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察（中：社会），主体的な学級活動，児童会・生徒会活動（小中：特別活動）
 - ・ 少子高齢社会における社会保障の意義，仕事と生活の調和と労働保護立法，情報化による産業等の構造的な変化，起業，国連における持続可能な開発のための取組（中：社会）
 - ・ 売買契約の基礎（小：家庭），計画的な金銭管理や消費者被害への対応（中：技術・家庭）
 - ・ 都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応（小：社会），自然災害に関する内容（小中：理科）
 - ・ オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解（小：社会），オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解（小：体育，中：保健体育），障害者理解・心のバリアフリーのための交流（小中：総則，道徳，特別活動）
 - ・ 海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実（小中：社会）
- 情報活用能力（プログラミング教育を含む）
 - ・ コンピュータ等を活用した学習活動の充実（各教科等）
 - ・ コンピュータでの文字入力等の習得，プログラミング的思考の育成（小：総則，各教科等（算数，理科，総合的な学習の時間など））
- 部活動
 - ・ 教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意，社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制（中：総則）
- 子供たちの発達の支援（障害に応じた指導，日本語の能力等に応じた指導，不登校等）
 - ・ 学級経営や生徒指導，キャリア教育の充実について，小学校段階から明記（小中：総則，特別活動）
 - ・ 特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成，各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（小中：総則，各教科等）
 - ・ 日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程（小中：総則），夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定（中：総則）

（２）学習評価について

ア 学習評価の改善の基本的な方向性

学習評価について指摘されている課題に応えるとともに，学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ，次の基本的な考え方に立って，学習評価を真に意味のあるものとするのが重要である。

- 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- これまで慣行として行われてきたことでも，必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

学習評価について指摘されている課題

学習評価の現状としては、教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で、例えば、学校や教師の状況によっては、

- ・学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない、
- ・現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない、
- ・教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい
- ・教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない、
- ・相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない、

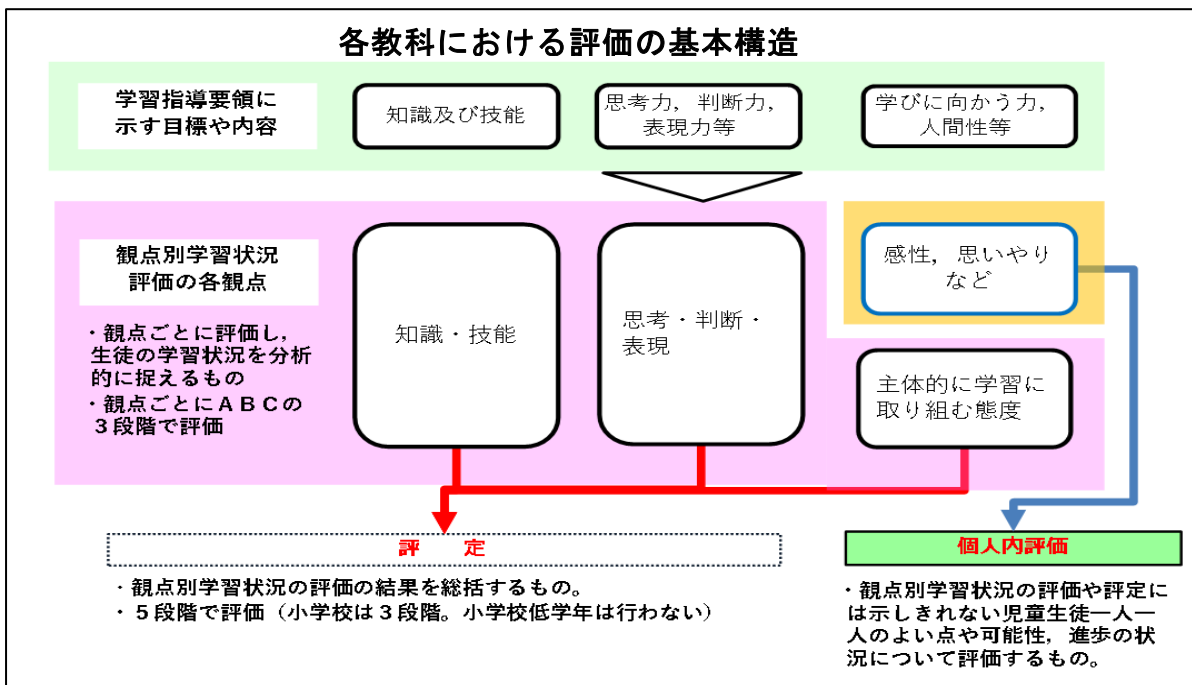
といった課題が指摘されている。

参考：文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」

イ 学習評価の主な改善点について

学習評価の主な改善点は、次の四点である。

(ア) 各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理して示し、設置者において、これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。その際、「学びに向かう力、人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と観点別学習状況の評価にはなじまず、個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。



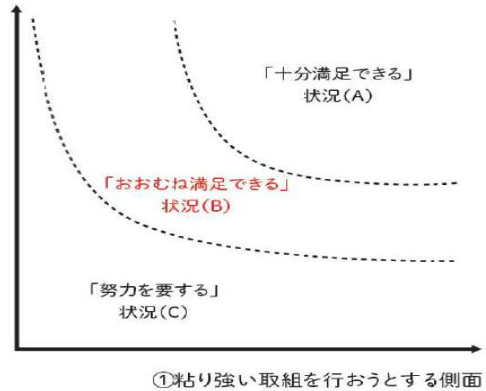
(イ) 「主体的に学習に取り組む態度」については、各教科等の観定の趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することとしたこと。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

○「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面から評価することが求められる。

○これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。

②自らの学習を調整しようとする側面



(ウ) 学習評価の結果の活用の際には、各教科等の児童生徒の学習状況を観点別に捉え、各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観点別学習状況の評価と、各教科等の児童生徒の学習状況を総括的に捉え、教育課程全体における各教科等の学習状況を把握することが可能な評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要であることを明確にしたこと。

(エ) 特に高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における各教科・科目の評価について、学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価と、これらを総括的に捉える評定の両方について、学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を評価する、目標に準拠した評価として実施することを明確にしたこと。

参考HP：文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm
国立教育政策研究所「学習評価の在り方ハンドブック」
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>

3 中学校学習指導要領移行措置について

(1) 移行措置の概要

移行措置は、新しい学習指導要領に円滑に移行するためのものである。

新しい学習指導要領は、平成30年度からの移行措置を経て、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面实施となる。

この移行期間中は、先行実施しなければならない指導内容や、授業時数等に留意する必要がある。

中学校における移行措置の内容

ア 教科等ごとの取扱い

①総則、総合的な学習の時間、特別活動

→教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。

②指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科

→指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める。

【国語、社会、数学、理科、保健体育】

③上記以外の教科

→新学習指導要領によることができることとする。【音楽、美術、技術・家庭、外国語】

④道徳科

→平成27年3月の一部改正により特別の教科化をしており、中学校は平成31年度から新学習指導要領による。

(2) 移行期間中の授業時数について

中学校における授業時数及び総授業時数については、現行の規定による。

(3) 移行期間中の留意事項について

目標や内容を2学年又は3学年まとめて示されている教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導することが大切である。

参考HP：文部科学省「小・中学校 学習指導要領改訂に伴う移行措置関連資料」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387780.htm

4 高等学校学習指導要領移行措置について

(1) 移行期間における基本方針

新しい高等学校学習指導要領への円滑な移行のため、移行期間（平成31年4月1日から新しい高等学校学習指導要領が適用されるまでの間）においては、教科書等の対応を要しない場合など可能な範囲で、新高等学校学習指導要領による取組を推進していく。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新高等学校学習指導要領の趣旨を十分踏まえて指導を実施することが求められる。

(2) 移行措置の概要

移行措置は、新しい学習指導要領に円滑に移行するためのものである。

新しい学習指導要領は、平成31年度からの移行措置を経て、高等学校では令和4年度から、年次進行で実施となる。

この移行期間中は、先行実施しなければならない指導内容等に留意する必要がある。

移行措置の内容

①総則

移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等学校学習指導要領の規定のうち、特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

②総合的な探究の時間

→従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等学校学習指導要領の規定による。

③特別活動

→新高等学校学習指導要領の規定による。

④地理歴史及び公民

→新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用する。

⑤家庭

→新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導する。

⑥保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術

→全部又は一部について新高等学校学習指導要領によることができる。その際、福祉に属する科目として、「福祉情報」を加えた。

(3) 移行措置の適用対象

移行措置は、基本的に、移行期間中に在籍する全ての生徒に適用する。ただし、総合的な探究の時間に関する特例については平成31年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒に、家庭に関する特例については平成30年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒に、それぞれ適用する。

(4) 各教科に共通する教科「理数」の移行期間中の留意事項について

各教科に共通する教科「理数」については移行措置を定めていないが、現行高等学校学習指導要領の下においても総合的な学習の時間の目標や内容に従い、数学的な手法や科学的な手法を用いて探究的な学習を行っている事例もあることから、令和4年度以降に理数に属する科目を開設し、総合的な探究の時間と代替することを検討している場合には、移行期間中の総合的な探究の時間の指導に当たり、数学的な手法や科学的な手法などを用いて探究を行うこともできることとされている。

(5) 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に新高等学校学習指導要領の規定を適用する部分を含め、現行高等学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこととされている。

参考HP：文部科学省 高等学校 学習指導要領改訂に伴う移行措置関連資料
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1408758.htm

5 特別支援学校中学部及び高等部学習指導要領移行措置について

(1) 移行措置の概要

移行措置は、新しい学習指導要領に円滑に移行するためのものである。

新しい特別支援学校学習指導要領は、移行措置を経て、中学部では令和3年度から、全面実施となる。また、高等部では令和4年度から、年次進行で実施となる。

この移行期間中は、先行実施しなければならない教科等の取扱いや、授業時数等に留意する必要がある。

移行措置の概要

ア 総則、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

→新中学部及び新高等部学習指導要領の規定による。ただし、高等部においては、従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等部学習指導要領の規定による。

イ 各教科に関する取扱い

① 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒

→障害種別に示す配慮事項については、新中学部及び新高等部学習指導要領の規定による。各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては、中学校、高等学校における移行期間中の取扱いに準ずる。

② 知的障害者である生徒

→一部又は全部について、新中学部及び新高等部学習指導要領の規定によることができる。

ウ 特別の教科である道徳

→中学部は令和元年度から新小学部・中学部学習指導要領の規定による。高等部の知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、令和2年度から新高等部学習指導要領の規定による。

(2) 移行措置の適用対象

移行措置は、基本的に、移行期間中に在籍する全ての生徒に適用する。ただし、高等部「総合的な探究の時間」に関する特例については平成31年4月1日以降に高等部

に入学した生徒に適用する。また、高等部の知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については令和2年4月1日以降に高等部に入学した生徒に適用する。なお、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒のうち、準ずる教育を行っている生徒については、中学校及び高等学校の移行期間中の取扱いに準ずる。

6 学校段階等間の接続について

(1) 幼児教育と小学校教育の接続

幼児教育において、資質・能力の三つの柱に沿って内容の見直しを図ることや、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を位置付けることを踏まえ、小学校において、生活科を中心としたスタートカリキュラムを位置付け、幼児期に総合的に育まれた資質・能力や子供たちの成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていく。

(2) 小学校教育と中学校教育の接続

義務教育9年間を通じて、子供たちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、小・中学校間の連携の取組を充実させる。小学校高学年は、専科指導を拡充するなどにより、中学校への接続を見据えた指導体制の充実を図る。

(3) 中学校教育と高等学校教育の接続

中学校においては、義務教育段階で身に付けておくべき資質・能力をしっかりと育成した上で、高等学校では、必要に応じて学び直しの視点を踏まえた教育課程を編成するとともに、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図る。また、高等学校入学者選抜について、資質・能力を育む次期学習指導要領の趣旨を踏まえた改善を図る。

(4) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等と特別支援学校との連続性

子供たちの学びの連続性を確保する観点から、知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の考え方や、重複障害者等の教育課程の取扱いを適用する際の留意点について、小・中学校等の各教科の目標・内容との連続性に留意して整理するとともに、小学校等と特別支援学校の間での転校に当たって、継続的な指導や支援が行われるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継ぎ、活用についての考え方の留意点を示す。

(5) 高大接続

高大接続改革は、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の在り方を一体的に改革するものであり、大学入学者選抜においては、高等学校教育を通じて育まれた生徒の力を多面的に捉えて評価していくこと、大学教育においては、高等学校教育における成果を更に伸ばすことを目指している。高等学校においては、こうした高大接続の見通しをもちながら、教育課程の編成・実施・改善、指導や評価の充実を図っていくことが求められる。

(6) 職業との接続

学校教育においては、子供たちが社会・職業へ移行した後までを見通し、学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を明確にし、教育課程を編成していく。高等学校においては、進路の先にある職業を考えながら、必要な資質・能力を育成する教育課程の改善・充実を図るとともに、卒業後に就職を希望する生徒の具体的なニーズに応え

るよう、企業等とも連携し、より実践的な教育活動が展開できる体制整備等を進める。

出典：幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等
について 平成 28 年 12 月 中央教育審議会（答申）【概要】

7 各教科等における改訂のポイント

各教科等における改訂のポイントについては、校種別に一覧にまとめたものを次ページから示す。（「特別の教科 道徳」については、P102「道徳教育の充実」を参照）

8 各教科等における「見方・考え方」

各教科等における見方・考え方については、校種別に一覧にまとめたものを 40 ページから示す。